



東電、究極の開き直り 第7回弁論

「怒りで涙がガクガクした」と報告する山崎健一弁護士副団長(右)



「怒りで涙がガクガクした」と報告する山崎健一弁護士副団長(右)
= 7月16日、日比谷コンベンションホール

「支払った賠償金を原資に住宅を確保した時点で避難は終了している。賠償は既に過払いだ」。7月16日(金)、東京高裁で開かれた福島原発かながわ訴訟第7回口頭弁論後の進行協議で、被告東電側は、驚くべき主張を展開しました。この主張に基づいて今後、個別の原告ごとに本人尋問も含めて立証していくという(7面に主張の骨子)。

東電は最近、各地の訴訟でも「弁済の抗弁」と称して過払い論を展開、原告の心の生傷に塩を擦り込むような言辞を弄していますが、住宅確保、転勤、進学に伴う住居変更などを「避難の終期」と一方的に決めつけ、被害を否定する「究極の開き直り」とも言うべき主張で、原告・弁護側は徹底的に反論していくことにしています。

口頭弁論では、山田俊子原告団副団長と黒澤知弘弁護団事務局長が意見陳述。今も続く被害の実情を踏まえた正当な判断を、と訴えました。

原告側は、12月の期日から証人尋問に入るよう求めました(2~7面に陳述の要旨)。

<今後の弁論> 第8回 10月8日(金) / 第9回 12月17日(金) 午前10時~ (いずれも東京高裁101号法廷)

かながわ訴訟第2陣、9月3日に提訴

福島県内からの避難者が9月3日、かながわ訴訟第2陣として、国の責任と損害賠償を求めて横浜地裁に提訴します。原告は、避難指示区域内外からの約5世帯になる見通し。提訴に先だって地裁前で集会を行う予定です。

国の責任認め、原状回復は棄却 津島訴訟判決

放射能汚染からの原状回復と「ふるさとはく奪」への償いを求めた浪江町津島訴訟判決が7月30日、福島地裁郡山支部で言い渡されました。判決は、国の責任を明確に認めましたが、原状回復については「作為義務が特定されていない」として却下しました。国の責任を認めた判決は11(地裁9、高裁2)、否定は9(同8、1)となりました。

賠償については、「十分に支払った」とする東電の主張を退け、①避難②ふるさとはく奪③被ばくに対する不安の各慰謝料として、原告640人中621人に一括150万円、②が認められない13人に120万円の支払いを命じました。

国・東電に対し地域の放射線量を下げさせる請求ができるかという点について判決は、個人の権利に基づく請求はできるとしながら、「国や東電が現在、放射性物質を支配管理しているとは認められない」として事実上退けました。

「原発事故10年」企画展示・講演会の開催を中止

新型コロナウイルス感染の急拡大を受けて、福島原発事故10年企画実行委員会は、8月10日(火)~15日(日)に新横浜のオルタナティブ生活館で開催を予定していた企画展示・講演会を中止しました。事態の推移を見極め、開催を再検討することになっています。

温めてきた夢を奪われ放浪の人生

一審原告 山田俊子さん（南相馬市から神奈川県に避難）



私と夫は、いずれも本件の原告、控訴人となっています。

夫は福島県飯館村の出身で、大学卒業後に東京に出てきました。私は、もともと神奈川県の出身でした。私たちはいずれも働いており、非常に忙しくストレスも多い生活の中で、次第に自然の中での生活にあこがれるようになりました。老後は自然の豊かな土地で、自ら無農薬の野菜を栽培し、ミネラルたっぷりの水を飲み、地域の人たちとの交流をしていくような生活したいというのが、私たちの夢になっていきました。

● ミネラルたっぷりの水を飲み、田植えをし、温めてきた夢を実現

私たちはその実現のために、昭和 50（1975）年代の後半から、南相馬市原町区の土地に住むことを考え、昭和 56（1981）年ごろから原町区の土地を購入しました。その後時間をかけて自宅を設計し、転居する時期を待っていました。

そして福島第一原発事故の 4 年前（2007 年）に、私たちは所有して住んでいた東京都町田市の団地の家売って、原発から約 24 ㎞、旧緊急時避難準備区域にある原町区の自宅を、多額の出費をして兄夫婦と一緒に建てました。私たちにとって、原町区での生活は、長年温めてきた夢だったのです。

実際に原町区での生活は、思い描いていた通りのものでした。南相馬は、山あり海あり、冬でも野菜ができました。近くで湧き出している、ミネラルたっぷりの水を飲むこともできました。引越してきてすぐに無農薬で米作りをしている親族から、大事な一枚の田を借りて、教わりながら田植えをしました。私は山歩きのグループに入り福島県各地の山を歩き、3 年目には霊山（りょうぜん）に登り、そこから福島山の山あいの村々を見て、感激しました。

夫は、鍼灸マッサージの技術があり、自宅の治療院や、20 名くらいの近所の方を訪問し、マッサージを行って喜ばれていました。また夫は、自宅でそばを打ち、施術に来られた人に分けて喜ばれたりもしていました。夫は、そのことにやりがいと喜びを感じていました。

自宅はバリアフリーで広々として明るく、親戚や近所の方をいつでもお招きできる、開放的な場所でした。

私たちは、原町区での生活に満足し、これからもここでさらに豊かな生活を送れると考えていました。そこへ、この原発事故です。

● 築いた人間関係も絶たれ、生き甲斐を奪われた避難生活

震災当時、夫は南相馬市の患者宅、私は友達との旅行で水戸市にいました。夫は、周囲の多くの人が避難する中、私の帰りを待つて 3 月 18 日まで自宅に留まってくれました。しかし、放射能汚染が広がって夫も避難せざるを得なくなり、兄夫妻が避難している福島市の旅館にようやく避難しました。一方私は、福島に帰ることができず、関東の親戚や友人宅を転々としていました。神奈川まで避難してきた夫とようやく合流できたのは 4 月 4 日のことで、私たちは、一番危険な時期に、1 カ月近く離ればなれのまま避難をせざるを得なかったのです。

私たちは、愛川町の雇用促進住宅で避難生活を続けましたが、その住環境は、冬は寒く、部屋も狭く、南相馬市の自宅と比べて辛いものでした。私たちは、原町区で築いていた人間関係から切り離されてしまいました。特に夫は、愛川町に縁もなく、住宅も狭く、マッサージの仕事はできなくなってしまい、生きがいを奪われてしまいました。その中でも夫は東京の学校で技術を身に付けようと努力をしましたが、施術をする場所もなく、努力も無駄になってしまいました。夫が元気をなくしてしまうのは、私にとってもつらいことでした。それでも私たちは、福島県が雇用促進住宅の賃料の補助を打ち切った後を含めて約 8 年間、愛川町にお世話になりました。

● コロナ禍で一時帰宅…汚染されてもやはりここが故郷

ところが、2020 年に新型コロナウイルスの流行が始まり、娘が「私たちにうつしたら大変」と気を遣うようになったため、原町

国民の健康と命、国は真剣に守ってほしい

区の自宅に一時帰宅を決心し、今は、福島に住んでいます。

こちらに帰ってきて思うのは、汚染されてしまったとはいえ、ここはやはり私たちの故郷だ、ということです。東京電力は、4年しか住んでいないので故郷とはいえないとでも言わんばかりの主張をしていますが、とんでもないことです。ここで、ある面ではほっとした気持ちを味わっています。このまま何の心配もせず、ここに住み続けられたらどんなによいだろうと思います。

● 心も、生活も、自然環境も、何もかも元には戻らない

しかし、福島原発事故は10年経った今も収束せず、緊急事態宣言中です。水、大気、土は汚染され、元に戻るのは何年後でしょうか。今でも飲料水はペットボトルを買って飲んでいますが。政府や東京電力は安全だ、安全だ、と言いますが、あの事故を経験した私たちに、とても信じられません。

私たちの住んでいるところは、福島原発からわずか24kmのところにあります。避難指示は解除されましたが、心も、生活も、自然環境も、何もかもが今も元に戻っていません。その上、汚染水の海洋放出、除染土の再利用、甲状腺検査の縮小、放射線安全教育等、問題は山積みです。

また、福島県では地震が頻発しています。昨年12月12日から今年3月22日までの記録によれば、福島県沖では118回もの地震が発生し、これは全国で一番多いです。福島原発はまだ廃炉にはなっておらず、今後再び大きな地震が発生した場合、どうなるのか本当に心配です。ここで福島に留まって、そしてまた地震が起きてしまったら、また、何年か後に私たちにがんなどが発症してしまったら、私たちはそれこそ、東電や国の言葉をうのみにした、自分たちの愚かさを悔いる以外にないと思います。

● 消えた子どもたちの声、何としても守りたい一心

福島では、本当に子どもの数が減ったと思います。事故前には、毎朝「行ってきま〜す」などという子どもの声が、澄んだ空気の中に聞こえてきましたが、今はまったく聞こえません。私の周りの人たちも、「子どもや孫と別れて自分たちだけ戻ってきた」という人たちばかりです。「子どもや孫の命は守らなければ」という強い意志です。

思い返すと私たち自身、政府のいうことを信じて、原発の恐ろしさを甘く見ていたと思います。原町区の土地を購入しようと考えた1980年代前半から、私たちの人生は狂ってしまうことが予定されていたのかと思います。自然豊かな老後の生活を信じていた私たちが、なぜ、2011年以降、いわば放浪するような生活をしなければならないのでしょうか。東京電力は私たちに十分な賠償をした、などと主張しています。しかし、この10年以上に及ぶ放浪生活、安心して住めない自宅を思う時、どうしてそのような主張ができるのか、私には信じがたいのです。

国には、国民の健康や命を守ることに真剣に取り組んでもらいたい。東電には、廃炉と損害賠償をしっかりとやってもらいたい。それが、私がいま一番望んでいることです。

また、裁判所には、私たちの置かれてきた原発事故後の生活状況や、福島の状況をどうか真剣に考えていただきたいと思います。

傍聴席から

東電は思い上がるな

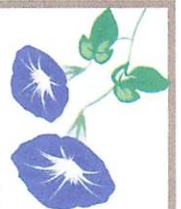
「福島にいる時には貸店舗だったが避難先では自宅で営業、従業員もいなくなって良かったじゃないか」と東電から言われたと、集会で群馬の方が話してくださいました。

口頭弁論で意見陳述した原告の方は、「4年しか住んでいないのだから故郷とは言えないだろう」と言われたそうです。南相馬市原町区での、かつての豊かな暮らしや心も自然環境も元には戻らず、最近事情があって一時帰宅している故郷では、水はペットボトルを買い、地震が怖く、がんに怯え、避難指示が解除されても安心して住めない。こんな状況で東電は、「十分な補償をしたと、なぜ主張できるのか信じられない」と訴えていらっしゃいました。

黒沢弁護士は意見陳述で、提訴もできず泣き寝入りしている被害者のためにも、長年にわたる被害の実相を的確に把握し、避難慰謝料もふるさと喪失の慰謝料も、避難指示区域の内外に関わらず両方を認めるべきと迫っていました。

過酷な状況の中で、こんな訴えを被害者にさせておいて、さらに傷を深く大きくえぐる東電と国の仕打ちを、私は絶対に許せません。

船木 明貴（ふくかな会員）



横須賀で 福島を考える

沢園 昌夫 (原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会・会員)



横須賀には、ふたつの原子力施設があります。米軍基地の軍艦と原発の燃料工場です。原子力艦は日常的に入港し、燃料工場で作られた燃料は福島原発事故を引き起こしました。

米軍基地は子供の頃から、とくに気にもしていませんでしたが、ちょっと待てよ、と感じたのが原子力空母が横須賀に来るというニュースでした。燃料工場の存在もその頃初めて知りました。市内全体がザワザワしていた小学生の頃の横須賀への原潜入港反対運動は体感していましたし、その後、公害問題を目の当たりにし、その中で原子力に対しては拒否感が生まれていたのだと思います。

当会の名称は長いですが、「考える」というところがポイントだと思います。活動は、毎月の横須賀中央駅前での街頭宣伝です。ここでは、現在の問題点を考えお知らせしています。私は、「原子力艦船が事故を起こした時の被害想定が米軍と日本政府で異なる」事が最大の問題点だと思います。通りがかりの人の耳に、すんなりと届く言葉でしゃべりたいと思っています。横須賀での様々な活動には、気が向いたときに参加していますが、毎月最後の日曜の「月例デモ」というのは、がんばらない感じが、まことによい。

最近、村田団長から、震災前の福島での生活の写真を見せて頂き、その頃のご家族や畑仕事の楽しさのお話を伺いました。ありがとうございます。私は震災後、ボランティアで東北に通っていますが、あらためて、自分の勉強不足を感じましたので、今後も被災した方たちの気持ちを私なりの言葉で伝えていきたいと思っています。

<資料編>以下は、横須賀の米軍基地の今までの主な動きです

- ① 1966 (昭和 41) 年 5 月:原子力潜水艦が横須賀に初入港 ② 1973 (昭和 48) 年 10 月:横須賀へ米空母配備 (母港化)。母港化に伴い、厚木基地周辺で艦載機による爆音被害が顕在化。77 年には横浜の住宅地に艦載機が墜落、市民が死傷する痛ましい事故が発生
- ③ 2005 (平成 17) 年秋:横須賀母港の空母が「原子力型」に交代と発表。当初反対だった市長・市議会が翌年容認に
- ④ 2006 年秋～08 年春:原子力空母配備は住民の意志で決めるべきと、住民投票実施を求める署名活動 2 回。共に市議会で否決される
- ⑤ 2008 年 9 月～現在:08 年 9 月、原子力空母「ジョージ・ワシントン (GW)」横須賀に入港。15 年 10 月:GW の後継「ロナルド・レーガン」入港

※2011 (平成 23) 年 3 月、東日本大震災時の横須賀基地と米軍
主な米艦船と海上自衛隊が出動。韓国への演習に向かっていた、当時は米国母港の空母「ロナルド・レーガン」艦隊も支援に参加。多数の兵士が原発事故の影響で被ばくしている。

かながわ訴訟東京高裁 次回は 10 月 8 日 (金)

東京五輪開催と重なり心配されていた新型コロナウイルス感染が第 5 波の流行になりました。本来ならば一人でも多くの方に傍聴抽選に並んでいただきたいところですが、傍聴席の制限が継続されると思われます。無理のない範囲でご協力をお願いします。

10 月 8 日 (金) 東京高裁 101 号法廷

- 13:00～13:30 裁判所前集會
 - 13:40 傍聴抽選締切 (見込み)
 - 14:00～15:00 101 号法廷で意見陳述 (原告と弁護団の予定)
 - 15:30～16:30 報告集會 日比谷図書文化館 4F スタジオプラス
- ※報告集會の会場が 4F スタジオプラス (定員 60 名) に変わります。その後は、12 月 17 日 (金) は証人尋問に入る見込みです。詳細は後日お知らせします。

先行して最高裁で闘う原告たちを応援しよう!

原告団や支援の声を最高裁の調査官、裁判官に届け、世論の動向を知らせます。3 か月に 1 回程度で継続、100 万人署名も行います。次回は 8 月 27 日の予定。最高裁宛の要請署名にご協力ください。

全国で高裁審理が進行・地裁段階の山場も続く

【東京高裁】

- 東京訴訟 (第 1 陣) 9 月 16 日 (木)14:00、12 月 9 日 (木) 14:00
- 千葉訴訟 (第 2 陣) 9 月 22 日 (水)14:00
- 福島原発刑事訴訟 第 1 回控訴審 11 月 2 日 (火)13:30

【名古屋高裁】

- 愛知・岐阜だまっちゃおれん訴訟 10 月 5 日 (火)14:00、12 月 22 日 (水)14:00

【大阪高裁】

- 京都訴訟 9 月 30 日 (木)14:30、12 月 16 日 (木)、来年 3 月予定

【高松高裁】えひめ訴訟 9 月 29 日 (水)【判決】

【東京地裁】

- 東京訴訟 (第 2 陣) 8 月 25 日 (水)10:30、12 月 1 日 (水)10:30
- 東電株主代表訴訟 10 月 5 日 (火)14:00 [被告人尋問]、10 月 29 日 (金) [現地進行協議]、11 月 30 日 (火)13:10 【結審】

福島原発被ばく労災あらかぶさん裁判 10 月 8 日 (金)11:00

井戸川裁判 (福島被ばく訴訟) 11 月 10 日 (水)10:30、2022 年 3 月 9 日 (水)10:30

【さいたま地裁】さいたま訴訟 9 月 22 日 (水)14:00 【結審】

【大阪地裁】関西訴訟 8 月 5 日 (木)14:00、11 月 11 日 (木)14:00

【神戸地裁】ひょうご訴訟 9 月 9 日 (木)14:00

◆参加・協力した主な行動・イベント◆

◎東京高裁 千葉訴訟 (第 2 陣) 4 月 21 日

飯館・浪江訴訟 7 月 12 日

◎大阪高裁 京都訴訟 6 月 17 日 (オンライン模擬法廷)

○東京地裁

東電株主代表訴訟 7 月 6 日、20 日 【被告人尋問 (武藤、武黒、勝又、清水)】

南相馬・20 ミリ撤回訴訟【判決】7 月 12 日 事前集會、報告集會

福島原発被ばく労災あらかぶさん裁判 7 月 14 日

○福島地裁 (郡山支部) 津島被害者訴訟 7 月 30 日【判決】

・6 月 17 日 ぜん息患者医療費救済制度創設を求める 6.17 日産本社前行動 村田団長、応援発言

・6 月 19 日 KANSAI サポーターズ 訴訟学習会 (オンライン) 6.2 新潟地裁判決の分析解説～避難者の損害はどう判断されたのか～

・7 月 19 日 国家公務員住宅の 2 倍家賃請求問題院内集會

編集後記

酔っ払い運転の暴走車にはねられた。10 年経った今も、傷の痛みにヒイヒイ言いながら、やっと生きている。その枕元に、あの運転手が足で踏み込んできて言い放った。「おっ、いい家に住んでるじゃねえか。飯も食ってるようだな。よ～く考えたら、あの時払った示談金、ありゃ払い過ぎだ。返えしてもらおうじゃねえか」。16 日の進行協議の場で、東電が展開した「避難終期」論。これが、原発再稼働に命をかけるというこの国の「トップ企業」の素顔なのだ。(村田)

